

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 30 日

上越市長 小 菅 淳 一

1 対象となる特定空家等

(1) 所在地

上越市中郷区藤沢字蟻塚 2 番地 8

（公図上の表示：2 番 7、2 番 22）

(2) 建築物の概要

①家屋番号 2 番 8 の 1

種 類 店舗

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

延床面積 256.29 m²

②家屋番号 2 番 8 の 2

種 類 店舗

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

延床面積 244.61 m²

2 所有者等に命じる必要な措置

3 の期限までに 1 の建築物を解体し、及び除却するとともに、当該建築物の内部の動産については、これを搬出し、適正に処理すること。

3 措置期限 令和 8 年 8 月 26 日

期限までに 2 の措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が 3 の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、3 の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

上越市都市整備部建築住宅課

電話 025-520-5786